

相談事例  
②

## 次々に「お金をあげる」というメールが来る出会い系サイト

半年前に携帯電話の懸賞サイトから誘導されて出会い系サイトに登録した。「福祉関係の者だが生活支援をする」「美容関係の宣伝をするためにあなたにお金を預ける」といったメールが来て、ポイントを買っては返信をしていた。1文字づつ分けて送信するなど、ポイントがたくさん必要なやり方をするようにいわれ、高額なポイントが必要だったこともあるが、一向に援助金と称するお金は振り込まれなかった。



クレジットカードでの支払いは500万円近くになり、サラ金2社から借りて払ったが、お金がなく今後の返済ができない。

出典：国民生活センター「消費生活年報2011」

**被害にあわないために、日ごろからどうすればいいのでしょうか？**

岩崎相談員 まず、他人事ではないという意識を常に持つこと、また、「うまい話はこの世にはない」「タダより高いものはない」「ことを肝に銘じておく

ことが重要です。悪質な業者は、手を替え品を替え私たちを狙ってきます。

そして、もしこのような悪質な勧誘を受けたときは、落ち着いて、不要なものであればあいまいな態度をとらず、「いりません」とはっきり断ることがいちばんです。



ただし、万一身の危険を感じたときは、すぐに警察に通報して、近所に助けを求めるなどの対処をするようにしましょう。

不要なものは「いりません」とはつきり断る



岩崎一郎 相談員

電器メーカーにエンジニアとして勤務し、定年退職後、天草に帰郷。消費生活アドバイザー歴は20年で、昨年1月には消費生活専門相談員の資格も取得。モットーは、「天草からお金を持って行かせない」。

**市内の状況はどうなっているのでしょうか？**

松本相談員 市消費生活センターには、平成22年4月から同23年3月までに301件の相談(来所・電話)があり、年々増加している状況です。このような中、寄せられる相談の内容や当事者の年齢別割合などについては、全国的に見られる傾向とほとんど同じです。

**どのような相談事例があるのでしょうか？**

松本相談員 国民生活センターから情報提供があった相談事例として、「値上がり確定」「必ずもうかる」など、もうけになることを強調し投資や出資を勧誘

している話だから」などといった意識を決して持たず、「身近で起こりうるもの」としての心構えをしておく必要があります。

「身近で起こりうるもの」としての心構えを



松本浜子 相談員

主婦から相談員の道へ進み2年半。今年1月には消費生活専門相談員の資格を取得。相談業務のかたわら、地元では主任児童委員も務めている。心がけていることは、「常に主婦の視点で」。

相談事例  
①

## 「劇場型のもうけ話」

A社から電話があり、太陽光・風力発電などの再生可能エネルギーを扱うX社の社債購入を勧められ、「1工務店のI氏もほしがっている。35口を700万円ずつ共同で買わないか。必ず高く転売できる」と言われた。実際にBという会社から買い取りたいという電話があったので信じ始めた。



その後、A社から「I氏が70口分購入したが、代金を法人名義で振り込んだので受け付けられなかった。今、彼は海外出張中で手続きできないので代わりに買ってほしい。2～7倍にして返す」と言われたので、X社に社債70口1,400万円分を振り込んだ。数日後、A社とB社に電話したが通じず、だまされたことに気づいた。

出典：国民生活センター「見守り新鮮情報」

する「利殖商法」があります。最近では、複数の業者が登場して架空のストーリーを仕立て上げる「劇場型」と呼ばれる手口が見られるなど、かなり巧妙・複雑化しています。また、携帯電話やパソコンを使ったインターネットにまつわるトラブルも、後を絶ちません。

そして、高齢者の問題があります。高齢者は、「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っているといわれており、悪質業者はそこにつけこんでいきます。また、自宅にいることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害にしやすいというのが特徴です。

濱相談員 また、先ほどあった高齢者の問題についてですが、ひとり暮らしが増えている中で、地域の見守りといったことも大切ではないかと思えます。たとえば、高齢者の家に見慣れない車が長時間駐車していたり、金融機関にひんぱんに通っていたり、訪問や電話におびえていたりするなどの状況があれば、声かけや私たちに連絡していただくなど、地域で見守っていくことで被害を未然に防ぐことができますのではないかと思います。